

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府 省 庁 名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【拡充関係】 鉄道施設総合安全対策事業費補助の補助対象の拡充に合わせ、特例対象設備を拡充</p> <p>【延長関係】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助を受けて取得した鉄道の安全性向上設備</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税：課税標準5年間1／3</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第12項</p> <p>地方税法施行令附則第11条第14項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第30項、第31項、第32項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 0 (▲304) [平年度] ▲167 (▲426)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 経営基盤の厳しい地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、地域鉄道事業者の安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 輸送の安全確保は鉄道において最大の使命であるが、本格的な少子高齢化の進展等により、地域鉄道を取り巻く近年の経営環境は極めて厳しく、安全性向上に資する設備投資を鉄道事業者の自助努力のみで賄うことは非常に困難な状況になっている。 このような中、地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上設備を対象とした本特例措置の延長が必要不可欠である。 また、鉄道施設総合安全対策事業費補助について、現行のトンネル・橋りょうの改修に加え、コンクリートまくら木化や重軌条化等の安全輸送の確保に必要な設備整備を補助対象とするとともに、補助率を拡充する補助制度の見直しを予算要求しているところである。補助対象の拡充に合わせ、本特例措置の特例対象設備を拡充し、安全設備整備の促進を図ることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	政策の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日までの2年間延長
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	平成25年度鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人
有効性	要望の措置の適用見込み	88事業者（補助を受けて施設を整備する地域鉄道事業者）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	補助を受けて安全性向上設備を取得した場合、新たに取得した安全性向上設備に係る固定資産税が増加し、経営状況の厳しい地域鉄道事業者にとって大きな負担になりかねない。本特例措置を延長することにより、補助を受けて新たに取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 36,320百万円の内数 鉄道施設総合安全対策事業費補助 4,859百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これら補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助）は、老朽化した施設の更新等の施設整備のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	老朽化した鉄道施設の整備を行うことは、その結果として、固定資産税など維持運営に必要なコストが増加するため、鉄道事業者の投資意欲を阻害することになりかねない。本特例により固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者にインセンティブを与え、地域鉄道が暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成のための手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成22年度実績 132百万円(50事業者) 平成23年度実績 134百万円(54事業者) 平成24年度実績 134百万円(59事業者) 平成25年度実績 130百万円(64事業者) 平成26年度見込み 138百万円(63事業者)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準(固定資産の価格) 9,983,534千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>補助を受けて安全性向上設備を取得した場合、新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税が増加し、経営状況の厳しい事業者にとって大きな負担になりかねない。本特例措置を延長することにより、補助を受けて新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人(毎年度)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成11年度税制改正要望提出(創設) 平成13年度税制改正要望提出(延長) 平成14年度税制改正要望提出(拡充)：ATS関連設備等に係る特例率を1/2から1/4へ拡充 平成15年度税制改正要望提出(延長) 平成16年度税制改正要望提出(拡充)：緊急に実施する保全整備事業により取得した設備に係る特例率を1/2から1/4へ拡充 平成17年度税制改正要望提出(延長) 平成18年度税制改正要望提出(拡充)：緊急に実施するATS等脱線防止整備により取得した設備に係る特例率を1/2から1/4へ拡充 平成19年度税制改正要望提出(延長) 平成20年度税制改正要望提出 補助金の再編に伴う所要の規定の整備 平成21年度税制改正要望提出(延長)：緊急に実施する保全整備事業により取得した設備に係る特例率を1/4から1/2へ縮減 平成22年度税制改正要望提出(拡充)：特例の対象に第三セクターを追加(認められず) 平成23年度税制改正要望提出(延長・拡充)：特例率を1/2から1/3へ拡充 平成25年度税制改正要望提出(延長)</p>
<p>ページ</p>	<p>12-3</p>